

観光客を粗悪品から守るために商標権を取得

手作り館工房海人株式会社（沖縄県うるま市）

- ・ 沖縄県うるま市字真栄原幸崎原 3 0 3
- ・ 1981 年創業
- ・ 事業内容 Tシャツその他観光関連グッズのデザイン、製造、卸販売
- ・ 従業者数 43 人
- ・ お話いただいた人 代表取締役会長 白川 弘さん

石垣発手作りTシャツ、全国へ

白川会長は石垣市でオーディオ店を経営していたが倒産、手元に残った資金で1981年に小さな土産物店を開業した。Tシャツのデザインと印刷について勉強していたことから、手作りのTシャツを扱い始め、そのときに方言である「ウミンチュウ」に「海人」という漢字を当て、ロゴも自分で考案しTシャツにプリントしたものを売り始めた。

当初はほとんど売れなかったが、1990年代に入り全国から海が好きな若者が石垣島に集まるようになり、彼らの間に口コミで広がり始めた。90年代半ばにはダイビングがブームとなり、ダイバーの間で「海人」という言葉が共感を持って受け入れられるようになった。当初からアメリカ製のTシャツを原料に用いており、値段は高いが品質は良いものであった。これが、県外から来る若者に支持された。しかしながら、この頃は他の土産物店にも卸してはいたものの、石垣市内でしか扱っていなかった。

転機となったのは2000年の那覇空港新ターミナルの開業である。空港内に開業する土産物店からTシャツ扱いの申し入れがあり受け入れた。ちょうど販売量も拡大してきた時期であり、空港での取り扱いを機に那覇市内に出店を決意した。同年沖映通りに直営店をオープンし、これがマスコミにも取り上げられたことから評判を呼んだ。

那覇進出後は売り上げは更に拡大し、具志川市（現うるま市）と那覇市古波蔵に工場を建設、現在はフランチャイズシステムに展開し、直営2店の他に7店のフランチャイズ店がある。ネット販売にも進出し好調な売り上げである。

最大の危機、他社が商標権出願

那覇に進出した当時、国際通りなどを通ると「海人」Tシャツの模倣品をたまに見掛けたが、当時は商標権に対する意識もなく、むしろ感心していた。また、自社製品

の質には自信があったため、さほどの危機感は抱いていなかった。那覇に直営店を開業し、マスコミにも取り上げられ「海人」Tシャツが注目されてきたため、商標権を取った方が良いのかどうか弁理士に相談したが、「既に知名度が高いから出さなくても良いのでは」と言われ、そんなものかと思い出願しなかった。

2001年8月、知り合いの新聞記者から「他社から海人の商標出願が出ている」と教えられた。半信半疑で調べたところ、3件の出願が確認できた。1つは県外メーカーでTシャツだけで年商360億円の大企業、1つは地元の小さな土産物店、もう1つは大阪の企業だが、これは実態のないペーパー会社であった。慌てて出願したが当社は出願4番手。状況としては不利であったが、調べるうちに「周知・著名商標」という制度があることを知る。後から出願されても実績があり認知されているものは必ずしも先願有利とはならないとのことで、これを知って徹底的に争う決意を固めた。何より、「海人」は自分が創り、育てたブランドだという自負があり、全く知らない他社に取られるのは嫌だった。また、粗悪品が出回るのは観光客にも申し訳ないし、変えなきゃいけないという思いが強かった。

観光客を粗悪品から守りたい

実際、海人Tシャツの模倣品はこの時点で相当拡大しており、雑な商品や粗悪な商品が横行していた。海人のTシャツは那覇の土産品用のTシャツの相場に比べかなり価格が高く、観光客はどうしても安い方を買ってしまう。しかしながらそうした模倣品は海人に比べ品質が悪く、すぐに傷んでしまうが、それらの苦情も海人に寄せられるようになっていた。それが無視できないボリュームになりつつあった。

周知商標であることを認めてもらうため、特許庁には膨大な資料を提出した。海人が取り上げられた新聞記事、石垣市など行政の意見書、昔から海人製品を買っていた石垣市の人々の声を集めたものなどを、海人Tシャツが以前から石垣市では

名の通った商品であることを示す証拠として提出した。また、土産物店と取引した際の昔の領収書や、個人会員の名簿なども示した。ここに至り、先行出願は取り下げられた。おそらく周知商標としては海人が有利だということを知っていたのだろう。

以後は観光客に粗悪品を買わせたくない思いで模倣品の差し止めに奔走している。



模倣のない沖縄にしよう

沖縄では、他者の権利の侵害に対する意識が低い。というより、そもそも他者の権利云々ということを知っていない事業者が多いように思う。紛争になった場合も厄介で、本来はこちらが被害者で、正当にこちらが勝つ結果となっても、負けた相手は何が悪いか分かっていないから被害者意識を持ち、「逆恨み」されることになる。

それでも、模倣して訴えられるようなことになれば時間もお金もかかる。賠償金の額によってはその先の操業も成り立たなくなる場合もある。自社の製品や商標を守るためには、まず模倣しても構わないという意識や風土を改善する努力を、行政任せではなく企業も行わなければならない。

良い物をつくること、商品に愛着を持つことがブランドを守る

そのためにも、良い物を作ることが大事である。見た目だけ真似しても手に取ったりすれば明らかに品質が違うと言えるものを作っていれば、消費者も模倣品に手を出そうとはしなくなる。

海人では製品の1つ1つに品質保証を行っている。売るだけではなくアフターサービスも重要だと考えている。現在、6～7社にライセンス供与を行っているが、その条件は製造元を明記することと、価格を維持することの2点である。ライセンス供与の場合は製造も相手先となるので、品質管理が難しい。卸から価格でたたかれ安売りすれば、結果として質を下げざるを得ない。それを避けるため、価格の維持を条件としている。もし条件に合わず、指導しても改善されない場合はライセンスを取り上げることもある。

商標に関しては、その商品が売れるか売れないかは別にして、商品に想いがあるなら出願すべきである。商品に愛着があれば必ず売れるようになる。逆に、人が作ったものを「売れるだろう」と真似するのではその商品に愛着が持てない。これでは売れないと思う。

「海人」は、若い頃会社を倒産させた経験があり落ち込んでいたときに、「大海の心をもたなければならない」という思いから作ったものである。商標は人の心を表すものだ。作ったとき、どういう思いでその商標をつけたか。自分の商品と商標がどうマッチングするか。そういうことをいつも考えている。

本事例で紹介した知的財産の例

・海人（商標登録第 4740438 号）